

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																
<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p><u>(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u></p> <table border="1" data-bbox="309 1251 1102 1402"> <tr> <td>（一）<u>利用定員が30人以下の場合</u></td> <td><u>3,086単位</u></td> </tr> <tr> <td>（二）<u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u></td> <td><u>3,005単位</u></td> </tr> <tr> <td>（三）<u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u></td> <td><u>2,930単位</u></td> </tr> <tr> <td>（四）<u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u></td> <td><u>2,859単位</u></td> </tr> </table>	（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>3,086単位</u>	（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,005単位</u>	（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>2,930単位</u>	（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>2,859単位</u>	<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>（新設）</p> <table border="1" data-bbox="1205 1251 2020 1402"> <tr> <td>(1) <u>利用定員が30人以下の場合</u></td> <td><u>1,085単位</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u></td> <td><u>1,004単位</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u></td> <td><u>929単位</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u></td> <td><u>858単位</u></td> </tr> </table>	(1) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,085単位</u>	(2) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,004単位</u>	(3) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>929単位</u>	(4) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>858単位</u>
（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>3,086単位</u>																
（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,005単位</u>																
（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>2,930単位</u>																
（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>2,859単位</u>																
(1) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,085単位</u>																
(2) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,004単位</u>																
(3) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>929単位</u>																
(4) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>858単位</u>																

(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>2,830単位</u>	(5) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>829単位</u>
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>2,804単位</u>	(6) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>803単位</u>
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>2,778単位</u>	(7) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>777単位</u>
(2) <u>医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>2,086単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>2,005単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>1,930単位</u>		
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>1,859単位</u>		
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>1,830単位</u>		
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>1,804単位</u>		
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>1,778単位</u>		
(3) <u>医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,753単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,672単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>1,597単位</u>		
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>1,526単位</u>		
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>1,497単位</u>		
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>1,471単位</u>		
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>1,445単位</u>		
(4) <u>(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</u>		(新設)	
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>1,086単位</u>		
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,005単位</u>		
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>930単位</u>		

(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>859単位</u>
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>804単位</u>
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>778単位</u>
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>医療的ケア区分3</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>3,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>3,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>3,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>2,975単位</u>
(2) <u>医療的ケア区分2</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>2,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>2,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,975単位</u>
(3) <u>医療的ケア区分1</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>2,051単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,858単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,742単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>1,642単位</u>
(4) <u>(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</u>	
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,384単位</u>
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,191単位</u>
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,075単位</u>
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>975単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,331単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,040単位</u>

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(新設)	
(1) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>1,383単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>1,190単位</u>
(3) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>1,074単位</u>
(4) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>974単位</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) <u>利用定員が15人以下の場合</u>	<u>1,330単位</u>
(2) <u>利用定員が16人以上20人以下の場合</u>	<u>1,039単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>924単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,486単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,486単位</u>
(三) <u>医療的ケア区分1</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,552単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>1,280単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>1,153単位</u>
(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>885単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>613単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>486単位</u>
(2) (1)以外の場合	
(一) <u>医療的ケア区分3</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>2,754単位</u>
b <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>2,513単位</u>
c <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>2,404単位</u>
(二) <u>医療的ケア区分2</u>	
a <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>1,754単位</u>

(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>923単位</u>
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>830単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>559単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>435単位</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(2) (1)以外の場合	
(新設)	
(一) <u>利用定員が10人以下の場合</u>	<u>706単位</u>
(二) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>467単位</u>
(三) <u>利用定員が21人以上の場合</u>	<u>361単位</u>
(新設)	

- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,404単位

(三) 医療的ケア区分1

(新設)

- a 利用定員が10人以下の場合 1,421単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,180単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,071単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

(新設)

- a 利用定員が10人以下の場合 754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 404単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,098単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,757単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,511単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,326単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,184単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,069単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 837単位

へ 共生型児童発達支援給付費 591単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 701単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 591単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,096単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,755単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,509単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,325単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,183単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,068単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

(新設)

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

(一) 医療的ケア区分3

a	利用定員が10人以下の場合	<u>2,604単位</u>
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>2,402単位</u>
c	利用定員が21人以上の場合	<u>2,302単位</u>

(二) 医療的ケア区分2

a	利用定員が10人以下の場合	<u>1,604単位</u>
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>1,402単位</u>
c	利用定員が21人以上の場合	<u>1,302単位</u>

(三) 医療的ケア区分1

a	利用定員が10人以下の場合	<u>1,271単位</u>
---	---------------	----------------

ては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

(新設)

<u>(一) 利用定員が10人以下の場合</u>	<u>660単位</u>
<u>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>443単位</u>
<u>(三) 利用定員が21人以上の場合</u>	<u>333単位</u>

(新設)

(新設)

b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位			
c	利用定員が21人以上の場合	969単位			
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	604単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位			
c	利用定員が21人以上の場合	302単位			
(2)	区分2（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満）		(2)	区分1の2	
(一)	医療的ケア区分3		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	2,591単位	(一)	利用定員が10人以下の場合	649単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位	(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	433単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,295単位	(三)	利用定員が21人以上の場合	326単位
(二)	医療的ケア区分2		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	1,591単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位			
c	利用定員が21人以上の場合	1,295単位			
(三)	医療的ケア区分1		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	1,258単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位			
c	利用定員が21人以上の場合	962単位			
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合		(新設)		
a	利用定員が10人以下の場合	591単位			
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位			
c	利用定員が21人以上の場合	295単位			
(削る)			(3)	区分2の1	
			(一)	利用定員が10人以下の場合	612単位
			(二)	利用定員が11人以上20人以下の場合	407単位
			(三)	利用定員が21人以上の場合	306単位
(削る)			(4)	区分2の2	

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3

- (一) 利用定員が10人以下の場合 2,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,372単位

(3) 医療的ケア区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 1,388単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,147単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 1,039単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 721単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 480単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 372単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,756単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,467単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,263単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,108単位
- (五) 利用定員が9人の場合 989単位
- (六) 利用定員が10人の場合 893単位

(一) 利用定員が10人以下の場合 599単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 532単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 412単位

(2) 区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 730単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 486単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 376単位

(新設)

(新設)

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が5人の場合 1,754単位
- (二) 利用定員が6人の場合 1,466単位
- (三) 利用定員が7人の場合 1,262単位
- (四) 利用定員が8人の場合 1,107単位
- (五) 利用定員が9人の場合 988単位
- (六) 利用定員が10人の場合 892単位